



購読料 年8,000円
送料共 但し、会員
は会費に含まれる

発行所
京都府保険医協会
〒604-8162
京都市中京区烏丸通蛸薬師
上ル七観音町637
インターワンプレイス烏丸6階
電話 (075) 212-8877
FAX (075) 212-0707
編集発行人 久保 佐世

主な内容

遠隔診療の安易な拡大許されない (2面)
地区との懇談(下西、西京、綴喜) (2・3面)
所得税等改定で説明会 (6面)

ご用命はアミスまで

- ◆医師賠償責任保険
- ◆休業補償制度 (所得補償、傷害疾病保険)
- ◆針刺し事故等補償プラン
- ◆自動車保険・火災保険

☎075-212-0303

高齢者取り巻く医療・介護の困難とは

16年度医療安全シンポで意見交換

協会は3月4日、京都市内のホテルで、「高齢者医療と介護に関わる医事紛争」と題して、医療安全シンポジウムを開催した。会員や従事者ら73人が参加し、3人のパネリストの話題提供の後、熱心に討論・意見交換した。パネリストは京都第一赤十字病院緩和ケアセンターの上田和茂センター長、医療法人社団石鏡会の青木菜穂子社会福祉士、京都中央法律事務所福山勝紀弁護士の3氏。

高齢者の治療はQOL念頭に

上田氏は内科医師の立場から、高齢者の病態とその特性を取り上げた。まず、老化の定義を加齢に伴う生

体機能の低下とし、高齢者の一連の症状を「老年症候群」として扱う方が現実的であると主張した。また、フレイル(虚弱)という概念を紹介。体重の減少、歩行速度の低下、握力の低下、疲れやすさ、身体活動レベルの低下のうち、3項目以上が当てはまるとフレイルとみなされると説明。更に高齢者に対する医療の限界として、生活習慣や老化が元で発症する疾患であれば非可逆的な経過を取ることが多い。治療を目指すことと安静を強いることになり逆に廃用症候群を引き起こし、QOLを損なう可能性が生じる。疾病の治療より症状を取り除く方がQOLは改善する。高度先進医療はQOLの向上に好ましくない可能性

があること述べた。以上のことから、その特性、起こりやすい症状、病状やその経過を知る 本人、家族と医療、看護、介護、福祉などの関係者が包括的な共通の理解を持つ 本人や家族がどうしたいかの意思をくみ取る とまとめた。

家族・医療スタッフと相談重ね治療方針を 青木氏は、MSWの立場から高齢者が抱えていると感じる特徴的な困難について、五つの要因を紹介。MSWとクライアントの価値観の差が大きい場合等、MSW自身が主観的に困難と感じる キーパーソンの決定力不足もしくは不存在、加齢による変化・ADLの急激な低下への理解不足等、ケースそのものに客観的な困難さがある 提供される医療と本人のためにしてあげたいこと(家族の

思い)の乖離等、多職種連携に困難さがある 所属機関の方針が専門職の倫理に相反する、バックアップ体制がない等、所属する組織に困難さがある 転院による支援の分断等、制度上の制約がある とした。

更に傾聴・思いの受容、理解度の確認、アセスメントの重要性を説いた。そこでポイントとなるのがアドバンス・ケア・プランニング(ACP)で、これは意思決定能力低下に備えての対応プロセス全体を指すもので、極めて重要であるが、いまだ医療界では一般的、常識となっていない状況があると報告した。

日常から看護記録の充実を 福山氏は、高齢者による転倒事故の裁判例を解説した。医療機関の勝訴例(14年3月26日広島地裁三度支部判決)では、ベッド傍で倒れているところを発見され、その後脳溢血で死亡した事案。患者は離床センサー、マット等を使用する義務と巡回を頻回に行う、



熱のこもった討論に

家族に付き添う機会を与える義務を主張。これに対し、裁判所は入院中に夜中に目を覚ましたのは事故当時初めてで、患者は注意してもモニターを外すことがあった。医療機関が四六時

中患者を観察することは不可能で、家族も従前から転倒の可能性を認識していたとして、医療機関の責任を否定し勝訴。敗訴例(12年11月15日東京地裁判決)では、透析用ベッドまでの移動で事故の前々日にストレッチャーから車椅子使用が許可され、2人の看護師が透析室で介助していた。2人と患者から少し離れた際に、患者が踏み台の上から転倒、後日死亡に至った事案。車椅子による最初の透析で立位不安定となり転倒は予測できた。もう1人の看護師が戻るまで患者を支えておけば転倒は防げた」と判断された。紛争予防の手段として、看護記録が

詳細に患者の状態を記していることが多いことから、日常から看護記録の充実を強調。医療現場では転倒・転落事故が発生した場合、細心については冊子にまとめ、5月末を目途に全会員に発送予定。

京都府保険医協会の理事長、副理事長、監事および理事の任期(2年)が、5月31日をもって終了します。任期終了にあたり理事長、副理事長および監事の選挙を、規約第14条および選挙規定第1章により、次の要領で行います。

公示「17年3月25日(土) 立候補締切日時」4月5日(水)午後4時

選挙する役職名「理事長1人、副理事長5人、監事2人」

理事(若干名)は規約第14条第3項により理事長が副理事長と合議して選任します。

任期「2力年：17年6月1日～19年5月31日」

理事長、副理事長、監事選挙

立候補締切は 4月5日午後4時

選挙日程・場所「5月18日(木)午後2時15分より京都府税理士会館にて第193回臨時代議員会を開催し選挙を行います。」

選挙規定第16条により、立候補届出のあった候補者が定数以内のときは投票を行わず、京都府保険医協会代議員会議長が候補者をもって当選人と決定します。(選挙規定第9条1項)

立候補届出方法「立候補届出書は本協会の所定の様式1を使用し、所定の候補者経歴表を添付して立候補締切日時までに、本人が京都府保険医協会代議員会議長に提出し、速やかに選挙公報を作成して下さい。立候補届出書および候補者経歴表は本協会事務局にありませぬ。(選挙規定第10条)」

選挙公報「投票による選挙が行われるときは、京都府保険医協会代議員会議長は立候補届出書等の書類審査のうえ、速やかに選挙公報を作成し、代議員および予備代議員に送付する。(選挙規定第10条)」

政治は変えられる

民主党政権で何ができたのか

日時 5月13日(土)午後2時～5時

参加費無料 申込は協会まで

場所 ハートピア京都 大会議室

- 講演 脱グローバル化の潮流と課題—新しいルールを求めて— 演者 井手 英策氏(慶応義塾大学経済学部教授)
- 証言 民主党政権時代、その前後 証言者 竹下 義樹氏(弁護士、生活保護裁判連絡会事務局長)
- 証言 民主党政権は、何ができたのか? 証言者 福山 哲郎氏(元官房副長官・参議院議員)
- 発言 私たちの反省 「あの時」を踏まえて、これからのこと 発言者 渡邊 賢治(京都府保険医協会副理事長、京都社会保障推進協議会議長)

「そんな報告は受けていない。契約を反古にできない」と後日、請求に来た本人からの取り下げと詫言の言葉があったが、責任者による経緯の説明はいまだ受けていない。「医療行為において、医者と患者さんの間には書面の無い契約が存在する」と何度も聞かされてきた。「契約」の重みを再確認するよい経験にはなったが。(呑鉄重)

り、賠償責任を負う必要がないケースもあることへの認識を促した。なお、シンポジウムの詳細については冊子にまとめ、5月末を目途に全会員に発送予定。

寸評

森友学園と財務省の間で結ばれた国有地売却の学園の所行は、とても容認しがたいものである。しかし、安倍首相は昭恵夫人を擁護し、ムキになって反論答弁をしている。事実関係のきつちりとした説明を望みたい。つい最近、小生も契約にまつわる不愉快な事案に遭遇した。関係する社会福祉法人運営の高齢者福祉施設が建っている土地の地代を、開設後5年以上経過してから突然請求されたのである。貸主の市いわく「規定ではこの額になります。施設の公共性から数十分の一に減額してあります」。そこは過疎で廃校となった小学校跡地。当時の市幹部から、高齢者保健福祉計画に則った施設開設を打診(事実上の依頼)され、40年間無償貸与、その後1年毎自動更新との条件を提示された物件である。もちろん当時の市長公印が押された契約書も存在する。呆れ果てて、担当部署の上司に聞いたのだと、「そんな報告は受けていない」と。後日、請求に来た本人からの取り下げと詫言の言葉があったが、責任者による経緯の説明はいまだ受けていない。「医療行為において、医者と患者さんの間には書面の無い契約が存在する」と何度も聞かされてきた。「契約」の重みを再確認するよい経験にはなったが。(呑鉄重)

